

令和4年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	17
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	21
水 道 事 業 会 計 予 算	27
下 水 道 事 業 会 計 予 算	29

令和4年度

箕輪町一般会計予算

令和4年度箕輪町一般会計予算

令和4年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,917,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月28日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和4年3月14日 可決

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 町税		3,206,517
	01 町民税	1,393,820
	02 固定資産税	1,548,807
	03 軽自動車税	102,289
	04 町たばこ税	153,327
	10 入湯税	8,274
02 地方譲与税		116,300
	01 地方揮発油譲与税	28,000
	02 自動車重量譲与税	82,000
	04 森林環境譲与税	6,300
03 利子割交付金		3,000
	01 利子割交付金	3,000
04 配当割交付金		13,000
	01 配当割交付金	13,000
05 株式等譲渡所得割交付金		15,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	15,000
06 法人事業税交付金		50,000
	01 法人事業税交付金	50,000
07 地方消費税交付金		630,000
	01 地方消費税交付金	630,000

(単位 千円)

款	項	金額
08 環境性能割交付金		10,000
	01 環境性能割交付金	10,000
11 地方特例交付金		32,000
	01 地方特例交付金	32,000
12 地方交付税		2,300,000
	01 地方交付税	2,300,000
13 交通安全対策特別交付金		2,000
	01 交通安全対策特別交付金	2,000
14 分担金及び負担金		117,578
	01 分担金	20,539
	02 負担金	97,039
15 使用料及び手数料		47,892
	01 使用料	34,824
	02 手数料	13,068
16 国庫支出金		745,712
	01 国庫負担金	565,725
	02 国庫補助金	175,045
	03 委託金	4,942
17 県支出金		646,167
	01 県負担金	304,474

(単位 千円)

款	項	金額
	02 県補助金	266,460
	03 委託金	75,233
18 財産収入		7,574
	01 財産運用収入	7,573
	02 財産売却収入	1
19 寄附金		200,003
	01 寄附金	200,003
20 繰入金		716,504
	01 特別会計繰入金	825
	02 基金繰入金	696,400
	03 財産区繰入金	19,279
21 繰越金		300,000
	01 繰越金	300,000
22 諸収入		428,353
	01 延滞金加算金及び過料	3,000
	02 預金利子	3
	03 貸付金元利収入	280,000
	05 雑入	145,350
23 町債		1,329,400
	01 町債	1,329,400

(単位 千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	10,917,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		102,900
	01 議会費	102,900
02 総務費		2,055,558
	01 総務管理費	1,840,496
	02 徴税費	116,059
	03 戸籍・住民基本台帳費	36,801
	04 選挙費	50,980
	05 統計調査費	633
	06 監査委員費	10,589
03 民生費		2,792,272
	01 社会福祉費	1,335,192
	02 児童福祉費	1,457,080
04 衛生費		1,270,304
	01 保健衛生費	994,121
	02 清掃費	276,183
06 農林水産業費		580,175
	01 農業費	489,664
	02 林業費	90,511
07 商工費		538,995
	01 商工費	538,995

(単位 千円)

款	項	金額
08 土木費		974,890
	01 土木管理費	52,879
	02 道路橋梁費	363,613
	03 河川費	40,500
	04 都市計画費	507,485
	05 住宅費	10,413
09 消防費		422,726
	01 消防費	422,726
10 教育費		1,095,394
	01 教育総務費	228,496
	02 小学校費	308,391
	03 中学校費	106,151
	06 社会教育費	399,346
	07 保健体育費	53,010
11 災害復旧費		111,840
	01 農林施設災害復旧費	110,840
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		941,946
	01 公債費	941,946
14 予備費		30,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	30,000
歳	出	計
		10,917,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災施設整備事業債	千円 517,000	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
保育園整備事業債	9,000	同 上	同 上	同 上
衛生施設整備事業債	18,900	同 上	同 上	同 上
農業施設整備事業債	75,800	同 上	同 上	同 上
町単独土地改良事業債	13,000	同 上	同 上	同 上
町単独治山事業債	9,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	137,400	同 上	同 上	同 上
公共施設等適正管理推進事業債	18,000	同 上	同 上	同 上
緊急自然災害防止対策事業債	17,200	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	24,400	同 上	同 上	同 上
緑地公園管理債	16,700	同 上	同 上	同 上
河川環境整備事業債	39,000	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	37,600	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業債	133,800	同 上	同 上	同 上
緊急防災・減災事業債	42,900	同 上	同 上	同 上
林道施設災害復旧事業債	47,100	同 上	同 上	同 上
町単独林道施設災害復旧事業債	2,600	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	170,000	同 上	同 上	同 上

令和4年度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第 2 2 号

令和 4 年度 箕輪町 国民健康保険特別会計 予算

令和 4 年度 箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 5 1, 8 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 4 年 3 月 1 4 日 可決

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険税		379,602
	01 国民健康保険税	379,602
02 使用料及び手数料		220
	01 手数料	220
03 国庫支出金		1
	02 国庫補助金	1
06 県支出金		1,647,979
	01 県補助金	1,647,978
	02 財政安定化基金交付金	1
08 財産収入		1
	01 財産運用収入	1
09 寄附金		1
	01 寄附金	1
10 繰入金		222,381
	01 他会計繰入金	153,127
	02 基金繰入金	69,254
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
12 諸収入		1,617
	01 延滞金加算金及び過料	201

(単位 千円)

款	項	金額
	04 雑入	1,416
歳	入	2,251,803
	合	
	計	

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		39,937
	01 総務管理費	31,362
	02 徴税費	1,047
	03 運営協議会費	192
	04 趣旨普及費	90
	05 特別対策事業費	7,246
02 保険給付費		1,636,823
	01 療養諸費	1,417,317
	02 高額療養費	209,732
	03 移送費	60
	04 出産育児諸費	7,564
	05 葬祭諸費	2,000
	07 傷病手当金	150
03 国民健康保険事業費納付金		539,166
	01 医療給付費分	359,723
	02 後期高齢者支援金等分	132,318
	03 介護納付金分	47,125
05 保健事業費		32,665
	01 特定健康診査等事業費	21,146
	02 保健事業費	11,519

(単位 千円)

款	項	金額
06 基金積立金		2
	01 基金積立金	2
07 公債費		1
	01 公債費	1
08 諸支出費		2,709
	01 償還金及び還付加算金	2,702
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	6
09 予備費		500
	01 予備費	500
歳 出 合 計		2,251,803

令和4年度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号

令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和4年3月14日 可決

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		239,384
	01 後期高齢者医療保険料	239,384
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		75,894
	01 一般会計繰入金	75,894
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		315,502

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
01 総務費		11,708
	01 総務管理費	11,229
	02 徴収費	479
02 後期高齢者医療広域連合納付金		303,572
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	303,572
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳出合計		315,502

令和4年度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第24号

令和4年度箕輪町介護保険特別会計予算

令和4年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,161,396千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和4年3月14日 可決

箕輪町議会議長 小出嶋文雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 保険料		460,639
	01 介護保険料	460,639
02 分担金及び負担金		108
	01 負担金	108
03 使用料及び手数料		50
	02 手数料	50
04 国庫支出金		502,691
	01 国庫負担金	358,796
	02 国庫補助金	143,895
05 支払基金交付金		550,728
	01 支払基金交付金	550,728
06 県支出金		307,162
	01 県負担金	289,031
	03 県補助金	18,115
	04 委託金	16
10 繰入金		328,547
	01 一般会計繰入金	328,543
	02 基金繰入金	4
11 繰越金		1
	01 繰越金	1

(単位 千円)

款	項	金額
13 諸収入		11,445
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	02 預金利子	1
	04 雑入	11,443
16 財産収入		25
	01 財産運用収入	25
歳	入	合
		計
		2,161,396

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		37,322
	01 総務管理費	15,594
	02 徴収費	768
	03 介護認定審査会費	20,737
	04 趣旨普及費	151
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		1,993,312
	01 介護サービス等諸費	1,848,250
	02 介護予防サービス等諸費	51,352
	03 その他諸費	1,847
	04 高額介護サービス等費	30,962
	05 高額医療合算介護サービス等費	5,500
	06 特定入所者介護サービス等費	55,401
05 地域支援事業費		130,429
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	41,751
	02 一般介護予防事業費	12,110
	03 包括的支援事業・任意事業費	76,434
	04 その他諸経費	134
06 基金積立金		25
	01 基金積立金	25

(単位 千円)

款	項	金額
09 諸支出金		301
10 予備費	01 償還金及び還付金	301
		7
	01 予備費	7
歳	出	合

令和4年度

箕輪町水道事業会計予算

令和4年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9,900 戸
(2) 年間総給水量	2,190,000 m ³
(3) 1日平均給水量	6,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	213,560 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	510,538 千円
第1項 営業収益	434,913 千円
第2項 営業外収益	75,625 千円

支出

第1款 水道事業費用	496,274 千円
第1項 営業費用	454,564 千円
第2項 営業外費用	38,410 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,526千円は、過年度分損益勘定留保資金158,207千円及び当年度分消費税資本的収支調整額19,319千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	188,270 千円
第1項 企業債	147,432 千円
第4項 負担金	700 千円
第5項 補助金	40,138 千円

支出

第1款 資本的支出	365,796 千円
第1項 建設改良費	258,299 千円
第2項 償還金	107,497 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	千円 147,432	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,234千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 28 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 4 年 3 月 14 日 可決

箕輪町議会議長 小出鳴文雄

令和4年度

箕輪町下水道事業会計予算

令和4年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	8,800 戸
(2) 年間総排水量	2,188,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	59,573 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,055,967 千円
第1項 営業収益	425,720 千円
第2項 営業外収益	630,247 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	990,352 千円
第1項 営業費用	805,662 千円
第2項 営業外費用	178,390 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額324,389千円は、過年度分損益勘定留保資金15,381千円、当年度分損益勘定留保資金246,507千円及び減債積立金62,501千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	574,957 千円
第1項 企業債	269,100 千円
第5項 補助金	305,857 千円

支 出

第1款 資本的支出	899,346千円
第1項 建設改良費	60,115千円
第2項 企業債償還金	836,231千円
第7項 予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	千円 269,100	証書借入 又は 証券発行	1. 50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,454千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、600,407千円である。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

箕 輪 町 長 白 鳥 政 徳

令和 4 年 3 月 **14** 日 **可決**

箕輪町議会議長 小出嶋 文 雄

